

千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（案）の概要

千葉県総務部税務課

1 改正の理由

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）等により、令和 5 年 1 月 1 日以後に運輸支局が交付する自動車検査証が I C タグを搭載したカードになり、自動車の「使用者の氏名」や「車体の形状」等の事項は券面に記載される一方、「所有者」や「使用の本拠の位置」等の事項は記載されなくなるほか、国が提供する「車検証閲覧アプリ」により現行の自動車検査証と同等の内容が記載された P D F を出力できるようになること等を踏まえ、自動車検査証の写しの提出を求めている自動車税の課税免除及び減免に関する規定を改正しようとするものです。

2 改正の内容

所有者等の事項を確認できるよう、国の「車検証閲覧アプリ」から出力した P D F を印刷した書面（現行の自動車検査証が交付されている自動車については、従来どおり自動車検査証の写し）又はこれと同等と認められる書類（例：運輸支局が発行する登録事項等証明書）の提出を求めることとします。

また、一部の手続き（例：構造上専ら障害者の方の利用に供するための自動車に係る自動車税の減免）については、I C カード化された自動車検査証であっても券面記載事項の確認で足りるため、上記の書類のほか当該自動車検査証の写しの提出でも認めることとします。

3 施行予定日

令和 5 年 1 月 1 日